

# 飼い主のいない猫の不妊去勢事業実施要領

## 1 趣 旨

近年、飼育者のいないいわゆる「飼い主不明猫」が放置され、繁殖増加することによって地域住民の生活環境の悪化や健全な動物愛護思想醸成の足かせになっていることが指摘されています。

このような粗悪環境で生息する猫を保護し、不妊・去勢施術等によって繁殖を制限するとともに従順化を促し、ひいては家庭猫としての引き受け手を探すことは、公衆衛生上のみならず動物愛護の観点からも大いに推進されるべきであると考えられます。

従って、「飼い主不明猫」を保護し、（公社）宮城県獣医師会（以下「獣医師会」）会員病院（以下「病院」）において不妊・去勢手術を実施した団体または個人に一定額を助成して、事業の推進を図ります。

## 2 助成金支出の条件

### （1）助成の対象

「飼い主不明猫」（仙台市を除く県内に生息するもの）を保護し、病院で不妊去勢手術を実施した動物愛護団体（以下「団体」という）または個人に対して助成する。

### （2）助成する金額

1頭につき雄猫3,000円、雌猫6,000円とする。ただし、当該年度の予算内とする。

## 3 実施方法

### （1）概要

団体または個人は、飼い猫との誤認を避けるために地域への周知を図った上で保護し、病院に猫を搬入するとともに「飼い主不明猫に係る不妊・去勢施術依頼並びに助成金申請書」（別紙1上欄）を提出する。

依頼を受けた病院は、獣医師会の承諾（電話連絡で可）を得たうえで、不妊・去勢手術を実施し、終了後「不妊・去勢施術実施報告書」（別紙1下欄）に必要な事項を記入して速やかに獣医師会に報告する（FAX可）。

### （2）手順

<「飼い主不明猫」の保護>

#### ① 地域住民への周知並びに「飼い主不明猫」の保護

「飼い主不明猫」の保護にあたる団体または個人は、その実施について町内会等を通じて地域住民に周知を図り、飼い猫との誤認を避ける。

#### ② 病院への猫の搬入並びに施術依頼

i) 団体または個人は、あらかじめ不妊・去勢手術を受けようとする病院に連絡のうえ、猫を搬入する。

ii) 「飼い主不明猫」に係る不妊・去勢施術依頼並びに助成金申請書（別紙1上欄、以下「申請書」という）を提出する。「申請書」はFAX後、郵送すること。なお、申請する場合においては、近隣に在住する同一世帯でない2名以上の連名とする。また、同一の個人または団体が一事業年度に受けられる助成頭数は、原則として、団体にあっては3頭まで、個人にあっては2頭までとする。

<手術の実施>

#### ③ 獣医師会への連絡と承諾

認  
術  
後  
庄  
て

施術依頼を受けた病院は、獣医師会事務局に電話連絡して予算内か否かを確認するとともに承諾を得る。なお、一病院あたりの受け入れ頭数を不妊・去勢手合わせて概ね 10 頭を上限とする。

④ 手術の実施

病院はリーダーを用いてマイクロチップが埋設されていないことを確認した

手術を実施し、雄猫は右耳、雌猫は左耳の頂点を一辺 5 mm 以上の長さを鉗

して切除（V字カット）する。

⑤ 施術費用の支払い

団体または個人は施術に要した費用を病院の請求に応じて支払う。

⑥ 施術終了の報告

病院は施術が終了した旨を「不妊・去勢施術実施報告書」（別紙 1 下欄）に

速やかにFAXで獣医師会に報告する。

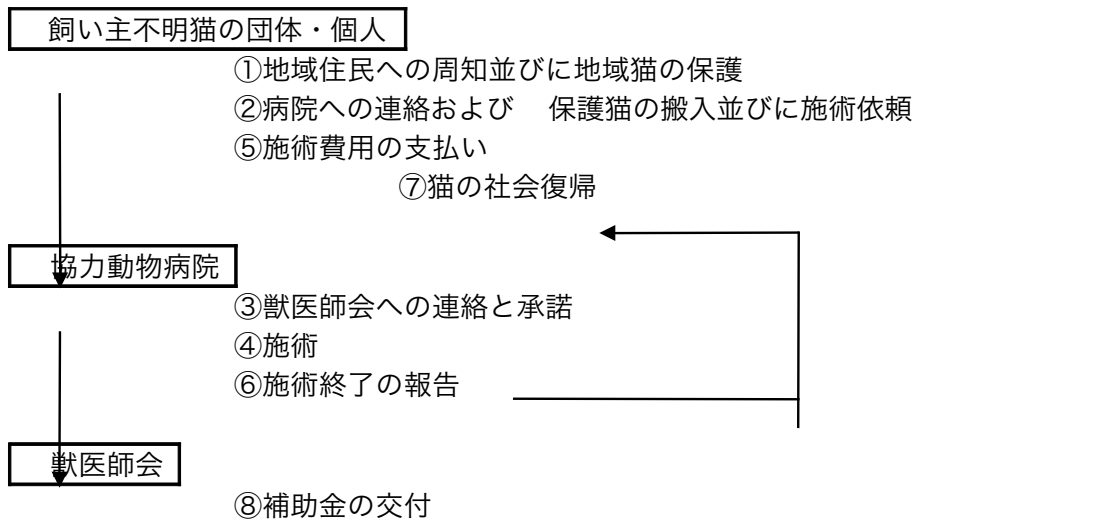
<猫の社会復帰>

⑦ 団体または個人は施術後に猫を元の場所に戻すと同時に里親を捜す。

<助成金の受け渡し>

⑧ 助成金の支出

獣医師会は施術実施確認のうえ、指定された口座に所定の助成金を振り込む。



附則 この要領は、平成 26 年 7 月 22 日から適用する。